

移動支援事業所（サヤカ訪問介護ステーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社セリカが開設するサヤカ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う西宮市地域生活支援事業における移動支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業の利用者に対し、適正な移動支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が地域における自立生活及び社会参加ができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護の援助を行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って移動支援を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サヤカ訪問介護ステーション
- (2) 所在地 西宮市下大市西町1-22 ハイツヤマトⅢ101

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
介護福祉士 2名（常勤職員）

ホームヘルパー養成研修2級課程及び視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者
4名（非常勤職員）

従業者は、移動支援に当たるものとする。

- (3) 事務職員 1名
必要な事務処理を行う。

（開所日及び開所時間）

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（利用者から受領する費用の額）

第6条 事業者は、移動支援を行った際には、利用者から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、移動に係る交通費の実費の支払を受けられるものとする。

2 事業者は、代理受領を行わない場合は、利用者から西宮市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例から算出される費用の額の支払を受けられるものとする。

3 事業所は、前2項に定めた支払を受けたときは、当該費用に係る領収書は当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。

4 事業所は、前項までに定めた費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、移動支援を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(事業の主たる対象とする障害種別)

第8条 事業の主たる対象とする障害種別は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児
- (5) 難病患者等

(虐待防止のための措置の概要)

第9条 事業所は、移動支援に当たり、障害児者の人権擁護のために従業者に対する人権意識、知識や技術の向上を行い、障害児者に対する虐待を未然に防止する取り組みを行う。

2 事業所は、第三者委員や都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等の苦情解決制度を積極的に活用し、障害児者に対する虐待を未然に防止するものとする。

3 事業所は、障害児者の権利擁護を進めるために、第三者評価を実施するものとする。

4 事業所は、障害児者に対する虐待防止について障害児者やその家族等に対して指導するとともに、障害児者に対する虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めるものとする。

5 虐待防止の責任者は住宮直美とする。

6 虐待防止の法定研修を年に1回は従業者全員受講する。

7 虐待防止の為の対策を検討する委員会を設置し、3ヶ月に1回は開催する。

8 成年後見制度の利用を各関連機関と連携し支援していく。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、利用者に対して適切な移動支援を行うため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 サービスの実施する地域は西宮市、尼崎市とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社セリカと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。